

名古屋市幼保連携型認定こども園設置認可の基準等に関する要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づく幼保連携型認定こども園の設置認可（以下「設置認可」という。）について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「規則」という。）、名古屋市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成26年名古屋市規則第101号。以下「法施行細則」という。）に定めるもののほか、方針、基準及び手続きその他必要な事項を定めることにより、適正な設置認可を行うことを目的とする。

(設置認可の方針)

第2条 認可の申請があったときは、法第17条第6項の規定に基づき、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項の規定により本市が定める子ども・子育て支援事業計画において、当該申請にかかる教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定により市町村が定める教育・保育提供区域とする。以下この項において同じ。）の教育・保育に係る利用定員総数と必要利用定員総数を勘案し、当該教育・保育提供区域における教育・保育に係る利用定員総数が必要利用定員総数に満たない場合は、当該申請が第4条から第13条に定める基準に適合すると認めるときは、認可を行うものとする。

2 前項の規定に関わらず、既存の幼稚園又は保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する場合は、供給過剰地域においても、適切な需給状況が確保されるよう既存施設の現在の利用状況等を勘案し、認可を行うことができる。

(設置主体)

第3条 幼保連携型認定こども園の設置主体は、法第12条の規定に基づき、学校法人及び社会福祉法人とする。

第2章 設置認可の基準

(設置位置)

第4条 幼保連携型認定こども園の設置位置は、第2条の設置認可の方針並びに既存の保育所及び認定こども園との位置関係を考慮したうえで、幼保連携型認定こども園を新設する必要があると認められるところとする。また、1号認定子どもの利用定員を設定する幼保連携型認定こども園については、既存の幼稚園との位置関係についても考慮をする必要がある。

(定員)

第5条 幼保連携型認定こども園の定員は、20人以上とする。

(資産の保有等)

第6条 幼保連携型認定こども園の設置者（以下「設置者」という。）は、幼保連携型認定こども園の経営を行うために直接的に必要となるすべての物件について所有権を有しているか

又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、新たに社会福祉法人を設立して幼保連携型認定こども園を設置する場合における幼保連携型認定こども園の経営を行うために直接的に必要な物件の保有については、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付児発第908号）別紙1「社会福祉法人審査基準 第2 法人の資産 1 資産の所有等・原則」によるものとする。

（運営費の保有）

- 第7条 設置者は、当該幼保連携型認定こども園運営費の年間見込み額の12分の1以上の資金を、普通預金、当座預金等により保有していなければならない。

（設備運営基準の遵守）

- 第8条 幼保連携型認定こども園の設備及び運営については、名古屋市幼保連携型認定こども園の学級編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第57号。）を満たしていなければならない。また、既存の幼稚園又は保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する場合を除いて、建物については、昭和56年新耐震基準に基づき設計されたものである等、耐震に関して安全性が確認されていなければならない。なお、認可後においてもこれらを遵守しなければならない。

第3章 設置者が学校法人である場合の設置認可の基準

（学校法人にかかる設置認可の条件）

- 第9条 設置者が学校法人である場合の設置認可にあたっては、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特例子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第33条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、「社会福祉法人会計基準」（平成28年3月31日付厚生労働省令第79号。以下「社会福祉法人会計基準」という。）の定めるところにより、幼保連携型認定こども園を経営する事業（以下「幼保連携型認定こども園事業」という。）にかかる区分を設けること。
- (2) 幼保連携型認定こども園事業については、社会福祉法人会計基準に基づく法人単位資金収支計算書及び事業区分資金収支内訳表、拠点区分資金収支計算書及び拠点区分資金収支明細書及び積立金・積立資産明細書（当該拠点区分にサービス区分を設定している場合には、摘要欄に当該区分名を記載すること。）又はこれらの変わるものとして市長が認めるものを作成すること。
- (3) 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、幼保連携型認定こども園事業にかかる現況報告書を添付して、市長に提出すること。
 - ア 前会計年度末における貸借対照表
 - イ 前会計年度の収支計算書又は損益計算書
 - ウ 前号に定める書類
- (4) 法人所有幼保連携型認定こども園不動産を処分することは認められないこと。ただし、法人所有幼保連携型認定こども園不動産の処分内容が当該幼保連携型認定こども園の運営

に重大な支障を与えないものであること及び処分後の幼保連携型認定こども園不動産の貸与内容が第4章に定める基準を満たすことが確認できる場合に限り、法人所有幼保連携型認定こども園不動産の処分を認める場合がある。

- (5) 法人所有幼保連携型認定こども園不動産について、設置認可後これを新たに担保に供することは認められないこと。ただし、幼保連携型認定こども園の整備資金を借入れるにあたって必要があると市長が認めたときは、この限りでない。

第4章 不動産貸与を受ける場合の設置認可の基準

(不動産貸与に関する基本的方針)

第10条 第6条の規定にかかわらず、待機児童の解消等の課題に対応するため、「幼保連携型認定こども園の園地、園舎等の所有について」（平成26年12月18日付通知府政共生第743号・26高私行第9号・雇児保発1218第1号・社援基発1218第1号）及び第11条から第13条までの基準を満たす場合は、国若しくは地方公共団体以外の者から幼保連携型認定こども園の不動産の貸与を受ける場合についても設置認可を行うことができる。

(幼保連携型認定こども園不動産貸与にかかる設置主体)

第11条 幼保連携型認定こども園不動産の貸与を受ける設置主体は、次の各号のいずれかでなければならない。

- (1) 既に第1種社会福祉事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第2号、第3号又は第4号までに掲げる事業に限る。）又は第2種社会福祉事業のうち保育所を営営する事業若しくは障害福祉サービス事業（療育介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）を行っている社会福祉法人

- (2) 学校法人

(地上権・賃借権の登記)

第12条 貸与を受ける幼保連携型認定こども園不動産については、地上権又は賃借権を設置し、かつこれを登記しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合など、安定的な事業の継続性の確保が図られると認められる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないことができる。

- (1) 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合
(2) 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

(賃借料等に関する事項)

第13条 貸与を受ける幼保連携型認定こども園不動産にかかる賃借料（以下この条において「賃借料」という。）については、地域の水準に照らして適正な額以下でなければならない。

2 賃借料の財源については、設置主体の既存事業等から継続的な財源確保がされていなければならない。

3 賃借料及びその財源については、設置主体の収支予算書に適正に計上されていなければならない。

4 学校法人が幼保連携型認定こども園不動産の貸与を受けて幼保連携型認定こども園を設置する場合には、前項に規定する賃借料の財源とは別に、当面の賃借料の支払いに充てる準備

金として、①1 年間の賃借料に相当する額及び②1 千万円（1 年間の賃借料が 1 千万円を超えるときは当該 1 年間の賃借料相当額とする。ただし、地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間等施設使用の安定性、設置主体の総合的な財政力及び施設の経営・運営実績等を勘案し、賃貸施設であっても安定的な事業経営が認められる場合には、市長は 2 分の 1 を目途とする範囲内で当該額を減額することができる。）を基本として、事業規模に応じ、当該幼保連携型認定こども園が安定的に運営可能と認めた額の合算額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等をいう。）により保有していなければならない。

第 5 章 設置認可、内容変更及び取消等の手続

（設置認可申請）

第 14 条 設置認可を受けようとする者は、法施行細則に規定する幼保連携型認定こども園設置認可申請書（第 1 号様式。以下「設置認可申請書」という。）に、規則第 15 条第 1 項各号に掲げる事項を備えた書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（公募及び事前協議）

第 15 条 設置認可を受けることができる者は、原則として、公募によって選定された法人とする。ただし、既存の幼稚園又は保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する場合及び特に市長が必要と認める場合は、公募によらず、事前協議によって、設置認可を受けることができるものとする。

2 事前協議は、第 20 条第 2 項に定める期間によるものを除き、別に市長が定める期日までに行わなければならない。

3 事前協議は、次の各号に掲げる事項を記載した書類を提出することにより行う。

- (1) 設置主体に関する事
- (2) 経営組織に関する事項
- (3) 施設の状況に関する事項
- (4) 財務の状況に関する事項
- (5) 不動産に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

（設置認可）

第 16 条 設置認可申請書が提出されたときは、市長は、内容を審査し、その認可の可否の結果について申請者に対して通知しなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設置認可申請に係る内容の審査に当たっては、外部委員による評価に基づく審議を経るものとする。ただし、事前協議により幼保連携型認定こども園を設置する場合（既存の幼稚園又は保育所が幼保連携型認定こども園に移行する場合を除く。）は、社会福祉法人等審査会又は協議による保育所等設置認可審査会の審議を経るものとする。

3 市長は、設置認可申請に係る内容の審査に当たっては、法第 25 条に規に基づく審議会その他の合議制の機関として設置する子ども・子育て支援協議会の意見を聴かななければならない。

（設置認可内容変更）

第 17 条 規則第 15 条第 2 項の規定による施設内容の変更（同条第 1 項第 4 号に掲げる事項の

変更に限る。)の届出を行うことができる者は、第 15 条の規定に準じた方法により選定するものとする。

(幼保連携型認定こども園を休廃止する場合)

第 18 条 設置者が幼保連携型認定こども園を休止又は廃止（以下「休廃止」という。）する場合には、在園するすべての児童が退園又は小学校就学の始期に達するまで、幼保連携型認定こども園の運営を継続しなければならない。

(幼保連携型認定こども園の運営を引継ぐ場合)

第 19 条 前条の規定による継続が困難で、当該幼保連携型認定こども園の運営を引継ぐ者（以下「引継者」という。）がある場合には、設置者の変更は、各年度の 4 月 1 日において行うものとする。

(事前協議及び予告)

第 20 条 前 2 条の場合において、設置者は休廃止又は設置者の変更（以下「休廃止等」という。）に係る認可事務等を円滑かつ適正に行うため、事前協議を行うとともに、保護者等へ予告を行わなければならない。

2 前項による事前協議及び予告は、次の表の左欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の中欄及び右欄に定める期限までに行わなければならない。

区分	事前協議の期限	予告の期限
休廃止の場合	入園募集を停止する年度の 前年度の 7 月末まで	入園募集を停止する年度の 前年度の 9 月末まで
設置者を変更する場合	設置者を変更する年度の 前年度の 7 月末まで	設置者を変更する年度の 前年度の 9 月末まで

(引継者に係る要件)

第 21 条 引継者は、前条の規定により予告を行うまでに、第 15 条第 2 項の規定に準じて定める期日までに、事前協議を行わなければならない。

(予告の内容)

第 22 条 設置者は、予告を行ってから休廃止等までの期間（以下「予告期間」という。）に、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 休廃止等に係る保護者等への説明
- (2) 休廃止等に係る社会福祉事務所との連絡調整
- (3) 休廃止等に際し、転園を希望する児童に係る転園希望先への情報提供等の便宜の提供
- (4) 引継者への事業の引継ぎ（第 19 条の場合に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 第 20 条の場合において、引継者は、予告期間に、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 幼保連携型認定こども園の引継ぎに係る保護者等への説明
- (2) 幼保連携型認定こども園の引継ぎに係る社会福祉事務所との連絡調整
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 前 2 項の規定により必要となる経費については、設置者及び引継者が協議の上、負担するものとする。

(財務状況の悪化等における設置者の交代)

第 23 条 設置者の財務状況の悪化等により、幼保連携型認定こども園の運営の継続が困難な場合には、第 18 条及び第 19 条の規定にかかわらず、設置者が運営を終える 6 月前に市長に事前協議を行い、3 月前に保護者等へ予告を行わなければならない。この場合、設置者は、予告までに引継者を確保しなければならない。

2 前 2 条の規定は、前項の場合に準用する。

(改善勧告及び改善命令)

第 24 条 市長は、法第 20 条に基づき、設置者が、法又は法に基づく命令若しくは条例の規定に違反したときは、法第 20 条に基づき当該設置者に対し、必要な改善を勧告し、又は当該設置者がその勧告に従わず、かつ、園児の教育上又は保育上有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。

(事業停止命令)

第 25 条 市長は、法第 21 条に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合においては、幼保連携型認定こども園の事業停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

(1) 設置者が、法又は法に基づく命令若しくは条例の規定に故意に違反し、かつ、園児の教育上又は保育上著しく有害であると認められるとき。

(2) 設置者が前条の規定による命令に違反したとき。

(3) 正当な理由がないのに、6 月以上休止したとき。

2 市長は、前項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖の命令をしようとするときは、あらかじめ、第 16 条 3 項に規定する子ども・子育て支援協議会の意見を聴かなければならない。

(設置認可の取消し)

第 26 条 市長は、法第 22 条に基づき、設置認可を受けた幼保連携型認定こども園が、法若しくは法に基づいて発する命令若しくは条例の規定又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、設置認可を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による認可の取消しをしようとするときは、あらかじめ、第 16 条 3 項に規定する子ども・子育て支援協議会の機関の意見を聴かなければならない。

第 6 章 その他

(指導基準)

第 27 条 市長は、この要綱に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の設備及び運営を向上させるための指導基準を定めることができる。

(その他)

第 28 条 この要綱に定めるもののほか、設置認可に関し必要な事項は、子ども青少年局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）による法の改正の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（幼保連携型認定こども園の設置に係る特例）

第 2 条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）による法の改正の日の前日において現に存する幼稚園を設置している者であって、次に掲げる要件の全てに適合するもの（国、地方公共団体、私立学校法（昭和24年法律第270号）に規定する学校法人及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉法人を除く。）は、当分の間、第3条の規定にかかわらず、当該幼稚園を廃止して幼保連携型認定こども園（法第20条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいい、当該幼稚園の所在した区域と同一の区域内にあることその他の主務省令で定める要件に該当するものに限る。）を設置することができる。

- 1 法第13条第1項の基準に適合する設備又はこれに要する資金及び当該幼保連携型認定こども園の経営に必要な財産を有すること。
- 2 当該幼保連携型認定こども園を設置する者が幼保連携型認定こども園を経営するために必要な知識又は経験を有すること。
- 3 当該幼保連携型認定こども園を設置する者が社会的信望を有すること。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。